

高齢者スキルアップ・就職促進事業における評価項目及びその評価基準について

1 選考基準及び評価方法

別紙1「高齢者スキルアップ・就職促進事業評価基準及び採点表」（以下「採点表」という。）により、別紙2「高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会設置要綱」に規定されている「高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員各員が評価する。

2 落札者の決定方法について

次の①及び②のいずれも満たしている者であって、3によって算出した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、落札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定するものとする。

- ① 入札額が、予定価格の範囲内であること。
- ② 採点表の必須評価項目を全て満たしていること。

3 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、価格点と技術点を加えた点数とする。

(2) 総合評価点の配分

総合評価点を198点とし、そのうちの価格点を66点、技術点を132点とする。

(3) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格を予定価格で除した数を1から減じた数を66点に乗じた点数とする。

※ 計算式 価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 66 \text{ 点}$

(4) 技術点の算出方法

技術点は、必須評価項目点と加点評価項目点を加えた点数とする。

① 必須評価項目点の算出方法

採点表の必須評価項目の全てを満たしている場合に、24点を加点する。

なお、本事業は高齢者に未経験分野等での働く能力を習得させる技能講習の外、企業等への周知・広報、就職先企業の開拓、就職面接会等の支援を一体的に実施するという幅広い事業内容となっており、広範な分野における一定以上の質を伴った入札者を選択する必要があるため、必須評価項目の評価点に、審査委員の全員が1つ以上0点である（「否」である）と判断した場合は、その応募者を不合格とする。

② 加点評価項目点の算出方法

技術等の内容に応じて、採点表の加点評価項目ごとに0点から4点を付け、当該点数に比重の数を乗じた点数を加点する。

なお、本事業は高齢者に未経験分野等での働く能力を習得させる技能講習の外、企業等への周知・広報、就職先企業の開拓、就職面接会等の支援を一体的に実施するという幅広い事業内容となっており、広範な分野における一定以上の質を伴った入札者を選択する必要があるため、加点評価項目の採点1、2、3（1）～（2）、4（1）～（5）、5、6に、1人以上の審査委員が4つ以上1点以下であると判断した場合は、審査委員会での協議の上、合否を決定する。